

札幌市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案

令和4年(2022年)11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

札幌市職員特殊勤務手当条例(平成11年条例第15号)の一部を次のように改正する。

(1) 第3条第1項に次の1号を加える。

(4) ヒグマの捕獲、処分又は痕跡調査その他これらに類する作業で規則で定めるものに従事した職員

(2) 第3条第2項中「作業に従事した日1日につき240円」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 前項第1号から第3号までに規定する職員 作業に従事した日1日につき240円

(2) 前項第4号に規定する職員 作業に従事した回数1回につき380円

(3) 附則第12項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12項の改正規定は、公布の日から施行する。

(理 由)

ヒグマの捕獲、処分、痕跡調査等に従事した職員に対して特定危険作業手当

を支給する等のため、本案を提出する。